

地方分権関係

地方制度調査会（合併と道州制）

経済財政諮問会議（三位一体改革等）

◆地方分権一括法の施行【平成12年4月1日施行】

- 基本的考え方
 - ・地方の自主性・自立性を高め、住民に身近な行政をできる限り身近な地方において処理する。
 - 地方分権推進計画
 - ・機関委任事務の廃止（国と地方の対等・協力関係の構築）
 - ・市町村に対する国と都道府県の関与のルール化等
 - ・権限移譲の推進
 - ・行政体制の整備・確立（自己決定、自己責任の拡大を踏まえた行政体制を整備・確立するため、行政改革や市町村合併等の推進）
- ⇒地方が「自己決定・自己責任」に基づき、自立的な地域づくりを行っていくための制度的な枠組みが整えられる。

◆地方分権改革推進法の成立【平成18年12月8日成立】

- 基本理念：国、地方の役割分担を明確にし、地方の自主性・自立性を高め、地方が自らの判断と責任で行政運営を行う。《基本方針》
- 国は、住民に身近な行政はできる限り地方に委ねることを基本とし、①地方への権限移譲、②地方への事務処理の義務付けの整理・合理化、③関与の整理・合理化を進める。
- 政府は「地方分権改革推進計画」を作成
- 施行から3年以内の時限法（平成22年3月31日期限）
 - ⇒新分権一括法（仮称）を施行
- 「分権改革推進にあたっての基本的な考え方」（19. 5. 30）
 - 地方が行政、財政、立法の3権を有する完全自治体となるなど、地方が主役の国づくりを目指す。
- 「中間とりまとめ」（地方分権改革推進委員会：19. 11. 16）
 - 今後の報告（H20. 6月以降順次）に向けた基本姿勢（理念や取り組み等）を明確化
- 第1次勧告（H20. 5. 30）：64法律359事務を基礎自治体へ移譲すべき。（ほとんどの事務が市への移譲）

◆第27次地方制度調査会

- 「今後の地方自治制度のあり方に関する答申」（平成15年11月13日）⇒国の合併方策の方向性決定
 - 基礎自治体のあり方（地方分権時代の基礎自治体）
 - ・これまで以上に自立性の高い行政主体となることが必要であり、これにふさわしい十分な権限と財政基盤を有し、専門的な職種を含む職員集団を有する必要がある。
 - 市町村をめぐる状況
 - ・市町村の役割の変化、厳しい財政状況等から、より一層効果的、効率的な行政運営を行う必要があり、市町村合併を引き続き推進していくべき。
- 「当面の地方税財政のあり方についての意見」（平成15年11月13日）
 - 歳出面での国の関与の廃止、縮減により地方の自由度を高めるとともに、歳入面においては、地域における受益と負担の対応関係の明確化を図る。
 - 地方への税源配分の割合を高め、国税と地方税の税源配分が1：1となることを目指して地方税源の充実を図る。
 - 合併新法の成立（平成16年5月26日）

◆第28次地方制度調査会（道州制について）

- 道州制のあり方に関する答申（平成18年2月28日）
 - 現状の都道府県の課題
 - 広域自治体改革と新しい政府象の確立
 - 道州制の制度設計（複数の都道府県単位が原則、県の事務は大幅に市町村に移譲、国の出先機関の事務は道州へ）
 - 「道州制ビジョン懇談会」（政府）を設置（平成18年9月）
 - ・中間報告（H20. 3）で、2018年までに完全移行すべきであり、基本法を2011年に国会へ提出する必要ありと報告
 - ・「道州制ビジョンの策定」（平成21年度内）
 - 自民党が「道州制推進本部」設置：道州制に向けて検討中

◆経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002（骨太の方針第2弾）【平成14年6月25日 閣議決定】

- 三位一体、改革工程案を1年以内に策定
- 自治体の行政基盤強化のため、市町村合併の促進
- ◆経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003（骨太の方針第3弾）【平成15年6月27日 閣議決定】 【別添資料④】
 - 「国と地方」の改革（三位一体の改革）
 - ・地方が決定すべきことは地方が自ら決定するという地方自治の本来の姿の実現に向けた改革を行う。
 - ⇒・国庫補助金の廃止、削減（概ね4兆円程度、平成18年度まで）
 - ・地方交付税の総額を抑制し、財源保障機能を縮小
 - ・廃止する国庫補助金の8割程度を目安に税源移譲

◆経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004（骨太の方針第4弾）【平成16年6月4日閣議決定】

- 「集中調整期間」から「重点強化期間」（H17及びH18）へ
- 三位一体の改革（補助金改革、3兆円規模を目指した税源移譲、交付税改革）、「道州制特区」の推進等

◆経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005（骨太の方針第5弾）【平成17年6月21日閣議決定】

- 「小さくて効率的な政府」の実現に向けて

◆経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006（骨太の方針第6弾）【平成18年7月7日閣議決定】

- 「新たな挑戦の10年」へ

◆経済財政改革の基本方針2007（「美しい国」へのシナリオ）【平成19年6月19日閣議決定】

- 地方分権改革：「地方が主役の国づくり」を目指す。
 - ⇒「新分権一括法案」（仮称）の3年以内の国会提出等
- ◆経済財政改革の基本方針2008（開かれた国、全員参加の成長、環境との共生）【平成20年6月27日閣議決定】
 - 地方分権改革の推進：①H21年度中に「新分権一括法案」の国会提出 ②国の出先機関を大胆に合理化 ③道州制に向けた検討（道州制ビジョンの策定へ）



《今後の方向》

<p>地方分権関係</p> <p>○地方分権改革推進法のもと、更なる分権改革が加速 ・国と地方の役割分担の徹底した見直し (役割の徹底した見直し、国出先機関の廃止・縮小、権限委譲の推進、条例制定権の拡大等) ・地方税財政制度の整備 (国補助金、税源移譲、地方交付税一体のあり方等) ・行政体制の整備及び確立方策 (分権推進に応じた行政体制の整備等)</p> <p>⇒住民に最も身近な市町村が地方行政の中心的役割へ ⇒平成22年3月までに新分権一括法により整備</p>	<p>合併と道州制</p> <p><合併関係> ○合併新法後の法律の内容検討 第29次地方制度調査会を設置(19.7.3)し、合併を含む市町村の基盤強化策などについて諮問 ⇒合併新法(平成22年3月まで)後の法律の方向性 <道州制関係> ○道州制ビジョンの策定に向け、平成19年度中に道州制の理念や大枠等について中間報告 ⇒平成22年3月までに「道州制ビジョン」策定</p>	<p>三位一体改革等</p> <p>○地方分権改革推進委員会において、地方税財政改革を検討 ・国補助金、税源移譲、地方交付税を含めた税源配分の見直しの一体的な改革 ・税源が偏在するなど地方公共団体間で財政力に格差があることを踏まえ、地方間の税源の偏在を是正する方策の検討 ⇒平成22年3月までに新分権一括法により整備</p>
--	---	---

<想定される市町村の課題>

<p>地方分権関係</p> <p>○地方分権型社会に相応しい行政基盤の強化 (分権型社会の受け皿として、行政運営の効率化、課題、権限移譲等に対応しうる組織、職員体制等の強化) ○自己決定、自己責任の考え方を基本として、自立した地域経営の確立を図り、個性豊かな施策の展開と地域の価値や魅力のアップ</p>	<p>合併と道州制</p> <p><合併関係> ○合併新法内及び合併新法後を見据えた合併検討 <道州制関係> ○道州制議論の動向の見定め</p>	<p>三位一体改革等</p> <p>○地方分権型社会に相応しい行政基盤の強化 (税財源の見直し等を通じた、地方の財政力強化)</p>
---	---	---